

第20回 北海道・北東北 知事サミット 提言事項

平成29年8月

北海道・北東北知事サミット構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

秋田県知事 佐 竹 敬 久

目 次

1. 地域包括ケアシステムの構築に係る在宅医療提供体制の確保について	1
2. 森林環境税（仮称）の創設について.....	2

地域包括ケアシステムの構築に係る在宅医療 提供体制の確保について

地域包括ケアシステムの構築にあたり、新たに市町村が担う「在宅医療・介護連携の推進」は、これまで市町村が進めてきた保健行政とは異なり、医療関係者との緊密な連携・調整が求められるものであるため、これを支援する道県（保健所）の医療行政にも新たな役割が求められています。

また、地域医療構想の実現に向けて在宅医療等の体制整備が課題となる中、これを担う医師や訪問看護師等医療従事者などの医療資源が不足している地域が多い北海道・北東北地域では、効率的かつ質の高い医療提供体制の整備は、地域の関係者のみで解決することが困難な課題であることから、次の2点について要望します。

- 1 国は、地域医療の政策企画に携わる市町村職員の確保・養成に積極的に関与・支援するとともに、市町村が担う在宅医療・介護連携推進の取組を支援する道県（保健所）の位置づけや役割を明示した上で、その体制の確保に必要な財政措置など所要の支援策を講じること。
- 2 過疎地域など医療・介護資源が十分とはいえない地域における切れ目のない在宅療養者への支援体制の確立に向けて、限りある資源を有効に活用できるよう、診療報酬・介護報酬による評価など実効性のある施策を講じること。

森林環境税（仮称）の創設について

国では、平成29年度税制改正大綱に基づき、市町村主体の森林整備等の財源となる森林環境税（仮称）の創設に向けた検討を進めているところです。

地球温暖化防止に貢献し、災害に強い森林づくりなどに必要な財源を安定的に確保するためにも森林環境税（仮称）を早期に創設することが重要であり、制度設計に当たっては北海道・北東北3県の森林整備が進む仕組みとする必要があることから、次のとおり要望します。

森林吸収源対策等の推進に向けて、継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる森林環境税（仮称）の創設に当たっては、新たな森林整備等の業務に係る都道府県及び市町村の役割分担と連携のもと、その役割に応じて税収を配分するなど、都道府県に対する税財源の確保について適切な措置を講じること。

また、その用途については、間伐に限定せず、伐採跡地の再造林など森林の有する公益的機能の発揮に資する総合的な取組を対象とするとともに、府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係について、地方の意見を踏まえて調整すること。

さらに、税の恩恵を実感しにくい都市部の住民等に対しても、森林整備による恩恵を享受していることを説明するなど、国の責任において理解を得られるようにすること。